

愛知県海岸漂着物対策推進協議会設置要領（改正案）

（目的）

第1条 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「法」という。）第15条に基づき、関係者が連携して海岸漂着物の円滑な処理とその発生の抑制を図る施策の連絡調整等を行うため、愛知県海岸漂着物対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- （1）法第14条に定める地域計画の作成又は変更に関して協議すること。
- （2）海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。
- （3）その他海岸漂着物対策に必要なこと。

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。なお、国関係機関、市町村及び県関係は当該機関等から選出された者とする。

（任期）

第4条 別表に掲げる学識経験者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（座長）

第5条 協議会に、座長を置き、構成員の互選により選出する。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故ある時は、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、座長が招集する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第7条 協議会は公開とする。ただし、協議会において次の各号のいずれかに該当する事由により公開しない旨を決議したときは、この限りでない。

- （1）愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して検討を行う場合
- （2）会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

（会議録）

第8条 協議会の議事については、会議の概要を記載した会議録を作成し、5年間保存するものとする。

- 2 前項の規定により作成された会議録は、第7条の規定により非公開とした事項に該当するものを除き、公表するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、愛知県環境部資源循環推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成22年10月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月22日から施行する。

<参考>

「審議会等の基本的取扱いに関する要綱」の関連条項

第2条 この要綱において、「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより県に設置される機関（以下「附属機関」という。）
- (2) 附属機関以外の会議のうち、県行政に対する県民の意見の反映、専門的な知識の活用等を図ることを目的として、要綱、要領等により継続的に開催される会議であつて、県職員以外の県民、有識者等を構成員に含むもの（以下「附属機関に類する会議」という。）

(附属機関の運営)

第7条 附属機関の運営については、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (6) 会議録の全文又は要旨は、審議経過等が明確となるよう必ず作成し、互選により選出された又は会長の指名した2名以上の構成員から署名を受け、5年以上保存すること。

(附属機関の会議の公開)

第8条 附属機関の会議は、法令等又は条例により非公開とされている場合を除き、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該附属機関が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合

(2) 会議を公開とすることにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 附属機関を所管する部局長等（以下「所管部局長等」という。）は、当該附属機関の会議の公開に当たっては、当該会議の名称、開催日時、開催場所、議題、傍聴定員及び傍聴手続等について、事前に公表するものとする。

3 所管部局長等は、当該附属機関の会議の終了後は、速やかに当該会議の名称、開催日時、開催場所、議題、審議の概要、出席者数、傍聴者数、問い合わせ先等を記載した議事概要を、不開示情報に該当するものを除き、会議資料、その概要その他の議事概要を理解する上で必要なものと合わせて公表するものとする。

4 所管部局長等は、当該附属機関の会議録を作成したときは、その公表に努めるものとする。

(附属機関に類する会議)

第9条

7 附属機関に類する会議の開催、運営等については、第7条の趣旨を踏まえ、要綱、要領等により明示するものとする。この場合において、附属機関と誤認されることのないよう注意するものとする。

9 附属機関に類する会議の公開については、第8条の規定を準用する。

別表

愛知県海岸漂着物対策推進協議会委員名簿

区 分		構 成 員	備 考	
行政	国 関 係 機 関	環境省中部地方環境事務所		
		海上保安庁名古屋海上保安部		
	県 関 係	環 境 部	資源循環推進監	
			環境活動推進課	
			水地盤環境課	
		農 林 水 産 部	水産課	
			農地計画課	海岸管理者
			農地整備課	
	建 設 部	河川課	海岸管理者	
		港湾課	海岸管理者	
	市 町 村	蒲郡市		
		田原市		
		南知多町		
		美浜町		
		西尾市		
民 間 団 体	蒲郡市530運動推進協議会 会長 坂部 哲雄			
	篠島観光協会 会長 辻 隆司			
	宮崎町内会 会長 加藤 善吉			
	佐久島観光協会 会長 大島 眞信			
学 識 経 験 者	豊橋技術科学大学 教授 青木 伸一			
	名古屋大学 名誉教授 井村 秀文			